

令和5年第4回臨時会

津別町議会会議録

令和5年第4回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 5年 5月 18日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 5年 5月 25日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 5年 5月 25日 午前 11時 38分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 応 招 不応招 | 出席 状況 | 議席 番号 | 氏 名 | 応 招 不応招 | 出席 状況 |
|----------|---------|------------|----------|----------|---------|------------|----------|
| 1 | 篠 原 眞稚子 | ○ | ○ | 6 | 巴 光 政 | ○ | ○ |
| 2 | 渡 邊 直 樹 | ○ | ○ | 7 | 佐 藤 久 哉 | ○ | ○ |
| 3 | 小 林 教 行 | ○ | ○ | 8 | 高 橋 剛 | ○ | ○ |
| 4 | 村 田 政 義 | ○ | ○ | 9 | 山 内 彬 | ○ | ○ |
| 5 | 山 田 英 孝 | ○ | ○ | 10 | 鹿 中 順 一 | ○ | ○ |

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|----------|-------|-----|------------|------|-----|
| 町 長 | 佐藤 多一 | ○ | 監 査 委 員 | 藤村 勝 | ○ |
| 教 育 長 | 近野 幸彦 | ○ | 選挙管理委員会委員長 | | |
| 農業委員会委員長 | | | | | |

(ロ) 委任または嘱託

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-----------|--------|-----|--------------|-------|-----|
| 副 町 長 | 伊藤 泰広 | ○ | 生涯学習課長 | 石川 波江 | ○ |
| 総 務 課 長 | 松木 幸次 | ○ | 生涯学習課長補佐 | 谷口 正樹 | ○ |
| 防災危機管理室長 | 中橋 正典 | ○ | 農業委員会事務局長 | 迫田 久 | ○ |
| 住民企画課長 | 小泉 政敏 | ○ | 選挙管理委員会事務局長 | 松木 幸次 | ○ |
| 住民企画課参事 | 加藤 端陽 | ○ | 選挙管理委員会事務局次長 | 丸尾 達也 | ○ |
| 住民企画課長補佐 | 菅原文 人 | ○ | 監査委員事務局長 | 千葉 誠 | ○ |
| 保健福祉課長 | 森井 研児 | ○ | 監査委員事務局次長 | 丸尾 達也 | ○ |
| 保健福祉課長補佐 | 仁部 真由美 | ○ | | | |
| 保健福祉課主幹 | 向平 亮子 | ○ | | | |
| 保健福祉課主幹 | 丸尾 美佐 | × | | | |
| 産業振興課長 | 迫田 久 | ○ | | | |
| 産業振興課長補佐 | 渡辺 新 | ○ | | | |
| 建設 課 長 | 石川 勝己 | ○ | | | |
| 建設課長補佐 | 斉藤 尚幸 | ○ | | | |
| 会計 管 理 者 | 宮脇 史行 | ○ | | | |
| 総務課庶務係長 | 坂井 隆介 | × | | | |
| 住民企画課財政係長 | 宮田 望 | ○ | | | |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|---------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 事 務 局 長 | 千葉 誠 | ○ | 事 務 局 | 安瀬 貴子 | ○ |
| 総 務 係 長 | 土田 直美 | ○ | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名 | 顛 末 |
|----|----|----|---|---------------------------|
| 1 | | | 会議録署名議員の指名 | 4番 村田 政義 5番 山田 英孝 |
| 2 | | | 会期の決定 | 自 5月25日 1日間 至 5月25日 |
| 3 | | | 諸般の報告 | |
| 4 | | | 行政報告 | |
| 5 | 承認 | 1 | 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度津別町一般会計補正予算 (第12号)について) | |
| 6 | 〃 | 2 | 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度津別町国民健康保険事業特 別会計補正予算(第4号)について) | |
| 7 | 〃 | 3 | 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度津別町後期高齢者医療事業 特別会計補正予算(第3号)について) | |
| 8 | 〃 | 4 | 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度津別町介護保険事業特別会 計補正予算(第5号)について) | |
| 9 | 〃 | 5 | 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度津別町一般会計補正予算 (第1号)について) | |
| 10 | 議案 | 36 | 津別町税条例の一部を改正する条例の制 定について | |
| 11 | 〃 | 37 | 津別町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について | |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名 | 顛 末 |
|----|----|----|---------------------------------|-----|
| 12 | 議案 | 38 | 契約の締結について（津別町役場庁舎正面 駐車場外構工事） | |
| 13 | 〃 | 39 | 財産の処分について（町有林立木） | |
| 14 | 〃 | 40 | 令和5年度津別町一般会計補正予算（第2 号）について | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより、令和 5 年第 4 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 村 田 政 義 君 5 番 山 田 英 孝 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、3月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、地域内エコシステムの推進に関する基本協定の締結についてであります。3月10日、北海道開発局網走開発建設部北見河川事務所と、木質バイオマスの地材地消を目指す協定を締結いたしました。

この協定は、河川事務所が発注する工事により発生する河川支障木等をバイオマスセンターに無償提供いただくもので、協定期間は令和10年3月31日までとし、年間200立米から300立米程度の木質バイオマス原料が提供される見込みであり、地域内エコシステムの構築に向け、適切かつ効果的に活用してまいります。

次に、台湾彰化県二水郷との交流についてであります。昨年10月に友好都市提携10周年を迎えたところですが、コロナ禍と両長の選挙時期をさげ、本年3月29日に当

町から私と議長を含め6名、二水郷から郷長を含め6名によるオンライン調印式を開催いたしました。

式典には台湾日本関係協会 郭元秘書長、台北駐日経済文化代表処 粘札幌分処長を来賓にお招きし、北見工業大学の邱准教授に通訳を務めていただきました。

調印後の懇談において、本年11月4日に開催される二水郷の大きなイベントである「跑水祭」にお招きいただいたことから、津別町から訪問団を送る考えであります。

新型コロナウイルス感染症により停滞していた国際交流事業を、以前にも増して推進していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。令和4年度の寄附実績は、4,852件、8,553万9,000円となり、前年度の3,054件、6,701万1,000円と比較し、件数で約59%、金額で約28%の増となりました。

これは、寄附件数が最も多い玉ネギの豊作により、返礼品在庫を十分に確保できたことが大きく、前年は寄附の受け付けを制限しましたが、令和4年度は制限することなく取り進めることができました。

このほか、ふるさとチョイスのサイト上で「肉の専門家が選んだすき焼き肉15選」に津別町の流氷牛が掲載されたこと、少額返礼品を20品目追加したことも増加した要因と考えております。

今後につきましては、さらなる返礼品のラインナップの充実や、効果的なPRに努めてまいります。改めましてご寄附をいただいた全国の皆さまに感謝を申し上げる次第であります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月6日、中央公民館において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し、関係者等約60名の参加により、交通安全推進町民大会を開催いたしました。

昨年4月11日、最上で死亡交通事故が発生し、町民1人の尊い命が失われたことから、この大会において、「町民による交通死亡事故ゼロ日運動」と「町内における交通事故死ゼロ日運動」の目標を、いずれも500日と確認し、目標達成に向け関係機関はもとより、町民の皆さまとともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりに向けて決意を新たにいたしましたところあります。

次に、第8回網走川流域の会総会及びシンポジウムについてであります。4月15日、網走市において1市3町の会員をはじめ、管内各地から農業者、漁業者、事業者、行政機関職員等82名が参加し開催されました。

総会終了後、新型コロナウイルス感染症対策等で延期となっていました環境大臣賞の受賞に係る祝賀会が、網走開発建設部長、オホーツク総合振興局長を含む73名が出席し開催されました。

今後とも上流域の自治体として責務を果たし、関係団体等と連携して網走川流域の環境保全に努めてまいります。

次に、第16回船橋・津別青少年交流協会定期総会の開催についてであります。4月27日、船橋市において開催され、議長とともに出席いたしました。3年ぶりとなる総会は、会員及び関係者約20名のほか、船橋市から松戸市長も出席され、盛会のうちに終了したところです。

交流事業もコロナ禍で3年間活動を中止していましたが、今年度から活動が再開されることとなり、船橋市少年少女団体連絡協議会主催の津別交流事業として、8月6日から9日まで船橋市から児童及び生徒28名、交流事業の当番団体として交流協会から5名が来町する予定であり、今後とも引き続き青少年交流事業を進めてまいる考えであります。

次に、まちづくり基本条例キックオフ勉強会についてであります。5月16日に議員、役場職員及び希望する住民を対象とした、まちづくり基本条例に関する勉強会を庁舎健診ホールで開催し、この様子は道東テレビのYouTubeチャンネルでもライブ配信されたところです。

今回の勉強会は、私の公約の一つでもあります「まちづくり基本条例」の制定に向け、地方自治研究の第一人者であります北海道大学名誉教授である神原勝先生をお迎えし、この条例の内容と必要性について基本的な事項をご講演いただきました。

参加人数は、会場に36名、YouTubeライブでの平均視聴者数は5人でありましたが、勉強会の模様は録画版として道東テレビのYouTubeチャンネルにて配信していますので、数多くの方々にご視聴いただきたいと思います。

今後におきましては、基本条例策定メンバーの選出を行い、そこで具体的な検討を

行い、一定のまとめができましたら町民に公開して意見を求めることを繰り返し、2年程度をもって条例制定を行ってまいりたいと考えております。

なお、今議会におきまして、条例の改正、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

次の日程に入ります前に、建設課のほうからお詫びと訂正の申し入れがございます。

これを許します。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、令和4年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に議決いただいた議案の訂正の願いをさせていただきますとともに、お詫びをさせていただきます。

本日、お手元に配付させていただいておりますものが、訂正をお願いする議案の訂正後のものになります。

第3回定例議会におきまして、令和5年3月7日に議案第28号で簡易水道事業特別会計補正予算について議決をいただいたものでございますが、訂正をお願いする箇所は、あわせて配付させていただいております正誤表により説明させていただきます。

1ページをご覧くださいまして、補正条文になりますが、上段が訂正前、下段が訂正後になります。資本的収入及び支出について記載した第3条におきまして、下から2行になりますが、支出の補正予定額を訂正前は「△326万8,000円」と記載しておりましたが、訂正後に記載のとおり「△266万3,000円」とさせていただきますのでございます。

また、これに伴いまして、同条の条文中「3,292万8,000円」と記載していたものは、「3,353万3,000円」、「3,170万5,000円」と記載していたものは「3,176万円」、「122万3,000円」と記載させていただいたものは「177万3,000円」がそれぞれ正しい数字

となりますとともに、これにあわせて2ページ目の補正実施計画、3ページの補正予算説明資料4ページ、5ページのキャッシュ・フロー計算書、6ページ、7ページの貸借対照表の関連箇所について、正誤表に記載のとおり訂正をお願いするものでございます。

なお、誤りが生じた経緯でございますが、同じく正誤表の3ページをご覧ください。上段の訂正前の表にあります量水器更新工事の60万5,000円の減額につきまして、既に他の工事に執行残額を流用しており残額が少額であったにもかかわらず、不注意により残額を上回る減額補正をお願いしたことにより予算不足を生じさせてしまったことによるものです。

このたびの不手際について深くお詫びを申し上げますとともに、訂正のお願いとさせていただきます。

よろしく願いいたします、申し訳ございません。

○議長（鹿中順一君） 報告が終わりました。

皆さまから質問はございますか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） この件についてはご了承願います。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度津別町一般会計補正予算（第12号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第1号について説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた

ものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1,497万3,000円を追加し、予算の総額を88億8,161万9,000円とするものであります。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので29ページから30ページをお開きください。

なお、補正内容につきましては、各事業費の確定または収入額の確定による精査、財源内訳の補正、一般財源剰余金の基金への積み立てとなりますので、主なものについてのみ説明とさせていただきますので、ご了承願います。

また、各特別会計の繰出金の補正につきましては、各会計の精査によるものとなりますので説明は割愛させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、中段の目3財政管理費、財政調整基金積立金は一般財源剰余金と積立利息等の積み立てで1億2,166万円の増額です。公共施設等整備基金積立金は、振替運用による基金利息等の積み立てです。31ページをお開きください。項2地域振興費、目1企画総務費は36ページになります。上段の地域振興基金積立金は、教育費指定寄附金25万円、一般財源剰余金1億円及び振替運用による基金利息等の積み立てで、1億41万9,000円の増額です。その下、ふるさとつべつ応援基金積立金はふるさと納税の積み立てで、目標としていた1億円には届かず723万6,000円の減額です。

43ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は48ページになります。最下段の社会保障事業基金積立金は、地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分の額が確定したことにより、140万1,000円の減額です。52ページをお開きください。中段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、次ページの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、どちらも住民税非課税世帯等を対象とした国の事業ですが、それぞれ事業の確定により減額です。56ページをお開きください。目5老人福祉費の老人福祉扶助費等は、主に福祉灯油等助成事業と北海道の高齢者世帯等生活支援事業の確定で831万円の減額です。57ページから58ページ

をお開きください。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費は、62 ページをお開きください。子ども・子育て支援事業は、認定こども園の入園者が見込みより少なかったことなどにより1,806万7,000円の減額です。その下の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり国が5万円、道が1万円を給付するもので、給付金額の確定により58万6,000円の減額です。

なお、国の事業分については、令和5年度においても取り組むもので、後ほど議案第40号にて関連予算の補正をお願いすることとしております。

71 ページから72 ページをお開きください。款6 農林業費、項1 農業費の目4 振興事業費の道営土地改良事業は、北海道の事業予算が当初見込みより減額となったことなどにより2,142万円の減額です。75 ページをお開きください。項2 林業費、目2 林業振興費は78 ページになります。上段の森林環境譲与税基金積立金は、交付金額の確定により251万8,000円の減額です。これ以降につきましては、全て歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから4 ページをお開きください。

歳入につきましても実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。

款1 町税は、各税目の納付見込額により補正するものですが、項1 町民税では実績見込みにより3,204万7,000円の増、項2 固定資産税で、コロナ減免の終了と大型酪農設備への課税などにより3,716万2,000円の増で、全体では6,980万4,000円の増額です。

下段の款2 地方譲与税は、5 ページから6 ページをお開きください。項3 森林環境譲与税は、昨年9月の剰余分から剰余額の算定に、令和2年度国勢調査の数値が用いられたことにより251万8,000円の減額です。

中段下の款7 地方消費税交付金は162万9,000円の増額で、交付総額1億2,552万9,000円のうち、6,725万6,000円は社会保障財源分として社会保障事業基金に積み立てるものです。

款9 地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税に係る補填として278万円の増額です。

7ページから8ページをお開きください。款10 地方交付税は5,084万7,000円の増額で、全て特別交付税です。特別交付税の交付確定額は2億84万7,000円、前年比25万5,000円の微増となったところです。

中段下の款13 使用料及手数料は次ページ以降にわたりますが、596万3,000円の減額です。主に項1 使用料、目5 土木使用料の住宅使用料の減が要因です。

11ページから12ページになります。中段の款14 国庫支出金は、2,620万8,000円の減額ですが、13ページから14ページをお開きください。下段の目4 土木費国庫補助金、節1 道路橋梁費国庫補助金の臨時道路除雪事業は、除雪費用に対する特例の補助金となります。

15ページから16ページになります。款15 道支出金は、1,294万円の減額です。

19ページから20ページをお開きください。下段の款16 財産収入は、1,558万4,000円の増額ですが、次ページになります。中段の項2 財産売払収入、目1 生産品売払収入で、町有林の素材売払収入の増加が主な要因となります。

款17 寄附金の目2 総務費寄附金は、ふるさと納税分で減額、目4 教育費寄附金は3件の指定寄附の増額です。

款18 繰入金は、次ページにわたりますが、対象事業費等の精査で6,336万5,000円の減額です。

27ページから28ページをお開きください。款21 町債は各事業の精査により減額となります。

歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については、第1項の内容となるものです。

第2条は地方債補正で、3枚めぐりまして第2表地方債補正のとおり事業精査により限度額を変更し、総額は15億4,113万2,000円となります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。
承認第1号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、承認第2号につきましてご説明させていただきます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、道支出金等の額の確定及び保険給付費等の補正について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案条文をご覧ください。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,166万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,767万5,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明させていただきます。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

なお、このたびの専決補正につきましては、主に道支出金等の歳入確定、さらに歳出では事業完了による保険給付費等の精査としておりますので、主なもののみの内容の説明とさせていただきます点をあらかじめご了承願います。

款1総務費では、目1一般管理費の総務一般事務経費の精査などによりまして136万1,000円の減額です。

11ページ、12ページになります。款2保険給付費では、療養給付費等の確定により634万1,000円の減額です。

15ページ、16ページになります。款3国民健康保険事業費納付金は財源内訳のみの補正となります。

款5保健事業費は、各事業費の確定に伴う精査によりまして429万8,000円の減額です。

19ページ、20ページになります。款6基金積立金は、保険給付費等交付金、普通交付金の確定に伴い、令和5年度返還分の積み立てとして73万2,000円の増額となります。

続いて歳入となりますので、3ページ、4ページにお戻りください。

款1国民健康保険税につきましては、それぞれ額の確定により総体で118万6,000円の増額です。

款2道支出金は額の確定により506万8,000円の減額です。

款4繰入金は、事業完了に伴う精査ですが、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で516万7,000円の減額、5ページ、6ページになりますが、項2基金繰入金で325万7,000円の減額で、合計で842万4,000円の減額となります。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の

内容を款項の区分ごとに整理したものであります。

補正総額については第1項の内容となるものです。

以上、専決補正につきましてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、承認第3号についてご説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、主に保険料、諸収入等の額の確定、事業完了精査による補正について、特に緊急を要するため議会を招

集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

議案の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項としまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 322 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,786 万円とするものです。

第 2 項は後ほどご説明いたします。

それでは、歳出のほうからご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

なお、このたびの専決補正につきましては、主に保険料、諸収入等の額の確定、事業完了精査による補正ですので、主なもののみ内容を説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

款 1 総務費では、各事業費の精査により 297 万 7,000 円の減額です。

7 ページ、8 ページになります。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金において、納付金の確定により 13 万 2,000 円の減額です。

款 3 諸支出金は、還付金等の額の確定による精査で 11 万 3,000 円の減額です。

続いて歳入となりますので、3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 後期高齢者医療保険料では、保険料額が確定し全体で 19 万 5,000 円の減額です。

款 2 繰入金は、事業完了精査に伴う精査で、一般会計繰入金の事務費繰入金で 58 万 7,000 円の減額です。

款 4 諸収入では、各費目の確定により 267 万 6,000 円の減額です。

款 5 国庫支出金は、窓口負担変更に伴う後期高齢者の保険証 2 回交付に係る国庫補助金の特別調整交付金として 23 万 6,000 円の増額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額につきましては第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、承認第4号についてご説明をいたします。

専決の理由としましては、専決処分書のとおり保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定による補正であり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ226万1,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億6,913万3,000円とするものでございます。

第2項は後ほど説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

款1総務費は、7ページの項1総務管理費から11ページ項5地域密着型サービス運営委員会費になりますが、額の確定による精査で188万6,000円の減額です。

11ページの中ほどから16ページまでの款2保険給付費も額の確定による精査で、前年までの決算額を参考に多目の積算による4,994万7,000円の減額です。

令和4年度介護保険実績報告書は、ただいま担当係でまとめているところでございます。6月議会で配付させていただく予定でございます。

15ページ下段からの款3地域支援事業費は17ページになりますが、項1介護予防生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費は委託件数が10月以降、当初予定よりも下回ったために52万7,000円の減額です。

19ページから21ページの項3包括的支援・任意事業費は、コロナ禍による研修の中止による減額が主なものでございますが、20ページ下段の成年後見制度利用支援事業は、件数の予想がつかないため当初予算はほぼ昨年と同額で組んでおりましたが、2件の申請があったため85万5,000円の減額となりました。

23ページの款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、国庫支出金などの額確定により5,465万2,000円の増額。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は28万5,000円の減額です。項2繰出金、目1繰出金は一般会計繰出金で127万4,000円の減額となります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

3ページ、4ページをお開きください。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、額の確定による精査で403万1,000円の減額です。

款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4道支出金は、介護給付費調整交付金、地域支援事業交付額が確定いたしましたので、国庫支出金で787万2,000円の増額、

支払基金交付金が 673 万 3,000 円の減額、道支出金が 891 万円の増額となります。

3 ページ下段からの款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、繰入額確定により 828 万 9,000 円の減額となっております。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきますましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものでございます。

以上、説明させていただきますました専決補正につきましてご承認いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第 5 号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る補正について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算に、それぞれ2,957万3,000円を追加し、予算の総額を65億1,057万3,000円とするものです。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は次ページにわたりますが、5月からの高齢者及び重症化リスクの高い人などを対象とした先行接種、秋ごろからの全世代対象の接種に向けた体制整備を図ることを中心に、主な内容としましては、接種業務に係る人員配置に要する経費、住民への案内及び接種会場等に要する経費、ワクチン接種に係る業務委託費、関連するシステム整備費など2,947万3,000円の増額です。

次ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種に係る移送サービスで10万円の増額です。

次に歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種委託料の該当費用分で823万5,000円の増額、項2国庫補助金は、その他経費分で2,123万8,000円の増額です。

款18繰入金金は、財政調整基金繰入金で10万円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第一表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

たします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第36号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第36号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第36号を説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

このたびの税条例の改正理由につきましては、現在の経済情勢等を踏まえ、令和5年度の地方税制の改正を行うため、地方税法等の一部を改正する法律などが施行されたことに伴い、津別町税条例の一部を改正するものです。

改正の概要としまして、資料の1ページから3ページに条文ごとの改正の概要を一覧表にしましたが、改正内容が多岐にわたりますので、1ページ、2の改正の主な理

由を説明させていただきます。

(1) 町民税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、令和6年度より森林環境税が付加されることとなるため、その関係する規定の整備を行います。

森林環境税については表をご覧ください。個人住民税均等割については、平成26年度から令和5年度まで東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、通称復興財源確保法の措置により、町民税均等割が3,500円、道民税均等割が1,500円、合計5,000円となっております。令和6年度からは森林環境税の1,000円が個人住民税均等割とあわせて付加されることとなりますが、復興財源確保法の措置が終わることにより、町民税均等割は3,000円、道民税均等割は1,000円で、個人住民税均等割の合計が4,000円となり森林環境税の合計では5,000円となって、令和5年度と比較して差し引きゼロとなるところであります。

次に、(2) 軽自動車税については、種別割のグリーン化特例(軽課)について特例の期限を3年間、25%軽減の対象については2年間延長することとなります。

4ページからは新旧対照表となります。改正内容は1ページから3ページまでの改正概要一覧表のとおりですが、4ページ、第34条の9は森林環境税に係る改正です。36条の3の2は次ページにまたがりませんが、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る改正です。

次ページ、第38条から第44条は9ページまでまたがりませんが、森林環境税に係る改正となります。第46条は給与特別徴収における様式の新設に伴う改正です。第47条から、11ページ、第47条の6までは森林環境税に係る改正となります。その次のページ、第48条及び次のページの第50条は法人町民税における様式の新設に伴う改正です。次のページ、第82条は軽自動車税においてミニカー区分から3輪以上の特定小型原付を除外する改正となります。第98条と次のページ第101条は、たばこ税における様式の新設に伴う改正となります。

次のページ、附則第8条は肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について3年間延長する改正となります。

附則第 10 条は、地方税法附則第 64 条が削られたことによる改正です。附則第 10 条の 2 及び附則第 10 条の 3 は 20 ページまでまたがりませんが、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を 3 分の 1 とし、関連する改正を行うとともに、項ずれの反映を行っています。

附則第 10 条の 4、次のページの附則第 10 条の 5 及び第 10 条の 6 は 23 ページまでまたがりませんが、法律の改正にあわせた改正となります。

附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削る改正となります。

次ページ、附則第 15 条の 2 の 2 は、軽自動車税の環境性能割において、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足分を徴収する際に加算する割合を変更する改正となります。

附則 15 条の 2 の 3 は条ずれの反映です。

附則第 15 条の 6 は軽自動車税の種別割の臨時的軽減措置に係る規定を削る改正となります。

附則第 16 条及び附則第 16 条の 2、第 1 項は 28 ページまでまたがりませんが、軽自動車税の種別割のクリーン化特例の延長に係る改正となります。

附則第 16 条の 2、第 3 項は軽自動車税の種別割において、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足分を徴収する際に加算する割合を変更する改正です。

附則第 17 条の 2 は優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を 3 年間延長する改正です。

次ページ、附則第 25 条は規定の整備となります。

議案にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものです。

この議案の 5 枚目の表面の下段ですが、附則といたしまして、第 1 条は施行期日において公布の日としますが、法施行日が 4 月 1 日でありますので、空白期間を埋めるため令和 5 年 4 月 1 日から適用させる規定を設けています。

ただし、第 1 条第 1 号から第 3 号に掲げる規定については、それぞれ各号の定める

日から施行となります。

第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置となります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第37号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第37号について内容のご説明をさせていただきます。

資料により説明いたしますので、資料31ページをお開きください。

改正理由です。1点目は、5月10日に開催しました津別町国民健康保険運営協議会

に令和5年度の国民健康保険税の税率について諮問をいたしまして答申を受けましたので、これに基づき税率の改定をさせていただくということ、2点目が雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたため、所要の改正を行うという内容のものになります。

2の改正内容です。①の税率の関係ですけれども、令和5年度国民健康保険税における税率のうち、医療保険分と介護保険分の所得割保険料率の改正と、②としまして、非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減の対象者を把握する際に、雇用保険受給資格通知を用いることも可能とする改正となります。

はじめに税率改正の説明をさせていただきますので、資料の33ページをお開きください。

上段の令和5年度津別町国民健康保険税の税率等の比較の表になりますが、昨年の税率改定では、介護保険分の賦課限度額以外の全ての項目について見直しを行ったということから、今年度は均等割、平等割は据え置き、医療保険分と介護保険分の所得割のみを改定する内容となります。

医療保険分は、改定後が7.4%と現行と比較して0.3%の増、介護保険分は改定後が2.1%で現行と比較して0.4%減、合計しますと11.9%で、現行と比較して0.1%の減となるものです。

続きまして、中段と下段の令和5年度の課税限度額一覧表と軽減判定所得一覧表になります。ともに条例につきましては3月の定例会において改正させていただいておりますので追加の改定はありません。

続きまして34ページをご覧ください。令和5年度津別町国民健康保険税の税率改定の基礎データ及び試算結果となります。被保険者データにつきましては、この表の2段目、令和5年度3月末で集計した被保険者の世帯数や課税所得を用いて試算をいたしました。

昨年の状況と比較しますと、加入世帯数が51世帯減、被保険者数で108人減、課税所得が合計約9,000万円減というふうになっております。

2番目の北海道から示された国保事業費納付金と津別町が必要とする賦課総額（軽減前）の表になります。国保税は、ご承知のとおり医療保険分、後期高齢者支援分、

介護保険分の三つで構成されており、徴収する国保税の税率は北海道が提示する標準保険税率を参考に、収納率等を考慮し市町村が設定することとされております。

令和5年度の納付金が示された際に、北海道が前年度の賦課情報と過去3年間の収納率などから算出して示された津別町が国民健康保険税により賦課すべき額は、まずこの表には記載されておられませんけれども、太枠内の合計金額に対応する軽減前の賦課総額で約1億5,300万円というものであります。

しかしながら、令和2年度に資産割廃止以降、調定の状況におきましては年齢到達により後期高齢者医療に移行する方、季節雇用で夏場等、国保の資格がなくなる方、また3点目としまして農業法人の社会保険加入などにより国保から離脱する方、そのようなこともありまして、6月の当初の調定額よりも年度末の調定額が2%程度減少しているという傾向にありました。そのことから、北海道から示された金額をもとに税率を算出した場合、年度途中で徴税額が下回ることになり、必要とする保険税を確保することができず、不足分は基金を取り崩して充当するというようになってきておりました。

このような経過から、令和5年度につきましては、北海道から示された軽減前の賦課総額、約1億5,300万円に、その2%程度を上乗せした金額を軽減前の賦課総額として試算することとし、表の太枠内の約1億5,600万円、こちらを基に試算をすることとし、運営協議会でもご了解をいただいたところです。

3の税率改定後の賦課総額（軽減前）の試算結果となります。

先ほどの被保険者データをもとに現行税率で試算した結果は参考の表の区分になりますけれども、医療保険分が166万円程度不足し、介護保険分が123万円程度上回るという形になりましたけれども、総額で16万円あまり不足する試算結果となってしまいました。

そのため、町が必要とする賦課総額を確保できる値となる所得割の率や、均等割、平等割の金額について試算し、複数の改定案を国保の運営協議会にお諮りした結果、物価高騰などの社会的情勢や令和4年度には大幅な改正をしたということにかんがみまして、試算結果の太枠内に記載のとおり中間低所得者層への影響力が大きい応能応益割の均等割と平等割の改定は据え置き、医療保険分、後期支援分、介護保険分の合

計額が約 53 万円上回る本案の所得割のみの改定とすることで答申をいただいたところ
です。

35 ページをお開きください。前のページからの続きとして、参考に北海道から示さ
れた市町村標準保険税率を上段に記載しております。

4 の税率改定後の限度額超過世帯数及び軽減対象数の試算結果ですが、記載のと
おりとなっております。

36 ページをご覧ください。5 の被保険者の保険税の平均額（軽減後賦課額）の試算
結果となります。令和 4 年度の試算結果と比較しますと、所得割の税率を医療保険分
が 0.3%引き上げますが、介護保険分を 0.4%引き上げることによりまして、計
算上におきましては、1 人当たりの賦課額も 1 世帯当たりの賦課額も平均としては下
がるという結果となっております。

37 ページをお開きください。モデル世帯による試算結果の比較というふうになりま
す。最上段の①単身世帯の場合のアのケースになりますけれども、農業所得のある 40
歳から 64 歳の方になりますけれども、医療保険分が上がりますけれども介護保険分が
下がるということによりまして、令和 4 年度の改正前と比較すると下がる試算となり
ます。

ウのケースは、65 歳以上の所得の比較的多い方でありまして、介護保険分の
賦課がなく、医療保険分の所得割の引き上げと後期支援分の限度額の引き上げの影響
もありまして、改正前と比較すると 3 万 1,000 円あまり上がるという試算の結果にな
っております。

②の 2 人世帯のアのケースですけれども、主に年金生活をする 65 歳以上の夫婦の世
帯になりますけれども、7 割軽減世帯ということになりますけれども、所得があると
いうことで医療保険分の所得割率の引き上げの増額の影響ということでは試算が出てお
りません。

ウのケースは、5 割軽減の適用となる 40 歳から 64 歳の親と子どもの 1 人親世帯と
いう例になりますけれども、介護保険分が引き下げになるということでは試算の結果が
出ておりません。

③の 3 人以上の世帯の場合の、イからエのケースは未就学児のいる方の世代という

こととなりますけれども、介護保険分の保険税のあり、なしの差はありますけれども、いずれも所得割率の改正相当分の増減というふうになっております。

総体的には所得のある世帯につきましては、全世代で医療保険分の保険税は上がる方向となりますけれども、40歳から64歳の被保険者の方は介護保険分の保険税率の引き下げによりまして合計額では下がる方向になるものと見込まれます。

それでは資料の31ページにお戻りください。

新旧対照表となりますけれども、第3条で医療保険分を100分の0.3引き上げ、100分の7.4に、第8条は介護納付分を100分の0.4引き下げ100分の2.1に改正するものです。

次に、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が改正されたことによる改正の内容となりますけれども、32ページになりますが、下段の24条の2、第2項の改正についてです。この省令の改正が施行され、マイナンバーカードを提示して雇用保険の受給資格の確認を受けた方に対しては雇用保険受給資格通知が交付されることが可能となり、書類の名称が定められたことから、第24条の2、第2項の規定について前段に書かれています雇用保険受給資格者証の代わりとして用いることを可能とする改正を行うものです。

第23条の2については、この第24条の2の改正に伴う規定の整備についてであります。

それでは議案のほうにお戻りください。

これまでご説明してきました内容を改正条文化したものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の津別町国民健康保険税条例の規定は令和5年4月1日から適用し、改正後の規定は令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 37 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 38 号 契約の締結について（津別町役場庁舎正面駐車場外構工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 38 号についてご説明申し上げます。

はじめに、工事概要につきまして説明をさせていただきたいと思いますので、説明資料の 38 ページをご覧ください。最後のページです。

工事の概要につきましては、昨年 9 月の全員協議会で説明をさせていただきまして、

資料下段に記載の工事概要のとおりであります。変更となった部分が1点ございます。全員協議会の説明では、中央の緑地帯、小公園の広いスペースのところ、図面では小公園の左側上部のスペースになりますが、ここにあずまやが描かれた図面で説明をさせていただきましたが、その際には、あずまやについては、ほかに違うものが考えられないかということで検討しているところということで説明をさせていただきました。検討の結果、この場所につきましてはフリーのスペースとして憩いの場や集いの場、災害や防災など、除雪も含めまして何にでも対応できる場所として樹木やベンチは設置をいたしますが、そのように整備をすることとしたところであります。

また、工事期間中の来庁者用の駐車場についてであります。後期が11月30日までと長期にわたりますので、その間はできるだけ庁舎正面側に駐車できる場所を確保しながら工事を進めていきたいと考えておりますが、工事の進捗によりまして全面的に利用できない期間や、正面玄関の利用もできない期間が出てまいります。その際には案内看板等でお知らせしながら対応してまいりたいと思っておりますので、大変ご不便をおかけすることとなりますけれども、ご了承いただけますようお願いいたします。

簡単ではございますが、工事概要については以上であります。

それでは議案のほうにお戻りください。

津別町役場庁舎正面駐車場外構工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の名称は、津別町役場庁舎正面駐車場外構工事。

工事の場所は、津別町字幸町41番地。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億2,980万円（うち消費税及び地方消費税額は1,180万円）です。

契約の相手先は、津別・清水特定建設工事共同企業体、代表者は網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社 代表取締役 中村光一、構成員は網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則であります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

ます。

本案について質疑を許します。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） この件については、以前の全員協議会や3月定例会の予算審議、さらに山田議員が行った賛成討論の中にも台数や配置、デザインについての協議についてお願いしたところではありますが、あずまやという1点がありましたが、緑地帯のスペースを削減もなく台数も52台ということで今説明があったかと思えます。

私、今朝、議会が始まる前に役場庁舎前の車の台数を数えたら76台とまっておりました。ただ、役場庁舎側のいわゆる町民側が多く利用する側のスペースが開いた状態で76台でした。つまり、今、職員の方たちが主にとめていたり、それ以外の方もいるんでしょうけど、これから幸町棟が建てられるほうの側が密集しているということで、52台という台数がどのぐらいが職員の利用も考えての台数なのか、町民が常時利用するためにどのぐらい空いている状態を約束できるのか、そこが問題だと思うんです。私も、決して古い前庁舎の場合はもっと台数が少なかったですから、52台が少ないという質疑をしたいわけではなくて、やはり常時、何かあるたびに車が迂回して外に出て、また戻ってきてという状態を見ますので、やはりそういう連携体制が主に時間帯的に、やはり早い時間に職員の方が先にとめるわけですから、そういうことがあわさってこの駐車場の設計かなというふうに思うのですが、その部分、3月定例会以降の協議があったのかも含めてご答弁いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 3月定例会の予算質疑でもご質問をいただきまして、この駐車台数がどうなのかということで、緑地帯を今、中央においていますけれども、これを狭めることによって無理やりというか、そうすると1列分は確保できるような形にはできるのですが、この緑地帯とかは推進協議会等でも協議されていることでありまして、無理やりやることによって、この真ん中の通路がまっすぐ庁舎に向かないような形にもなってしまいますので、形はこのままでいこうということで考えております。

全体的な駐車場の関係なんですけれども、今、ここ52台で、今後はこれから全員協

議会とかでも協議されると思いますけれども、今後、幸町棟が整備されます。それまでの間は、やはりちょっと少ないというか足りないような状態も出てくるかもしれませんが、そこが整備されれば全体の駐車場としてはここで 52 台、幸町棟で 40 台程度が予定されると思います。現在もあります公衆浴場で 15 台分程度、庁舎裏側で 10 台、庁舎裏側の町道向かいで 18 台か 20 台ぐらいとめられます。それを全部整備された後は、140 台ぐらいはとめられるようになりますので、それを全体的に活用することによって、場所的には十分町民の皆さんがとめられる場所は確保できるかなと思いますけれども、全体ができるまでちょっとご不便をおかけするかもしれませんが、そういう形で進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） 最終的に全体が出来上がった後という話の中での、今の説明は理解しました。その上で、現状も多分、職員の方、大いにそういう形で役場庁舎付近のほうにはとめないようにということで、通達というか約束ごとの中で行われているんだと思います。今度も新しくこういうふうが出来上がった後もそういう形はあるのだろうと思いますので、ぜひその辺のところは十分に気をつけていただきたいと思います。

あと追加でもう 1 点、以前からも冬の問題がありまして、雪の時には車の台数を何台分か確保して、そこにためるという話があったかと思うんですが、この図面を見るとあずまやというような文言は外したということなんですが、この憩いの場みたいな所に木が立っていて、ここに冬の間は雪を堆積するような形があるのかないのか、やはり駐車場の台数をつぶして雪を堆積する形で考えているのか、そこも追加でお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 1 点目の町民の皆さまに駐車場に入ってきて、行ったり来たりというようなことにならないように、できるだけ職員のほうにはそういうふうにならないように措置はしていきたいと思っております。

冬の除雪の関係ですけれども、実際にできてみなければ、ちょっとどういうふうになるかわからないんですけれども、私が思っているのは、やはり除雪は庁舎側ではな

く後ろ側に雪は持っていかれると思います。一部は先ほど申し上げましたように緑地帯の所にある程度は入れられると思いますが、将来また全体的に出来上がったところですが、道道側の駐車場の幸町側の所も駐車場ができる予定ですが、その部分に大半を持っていくような形になるんじゃないかと、全体的には考えております。ただ今年はできておりませんので、一部つぶれるようなことがあるのかもしれませんが、ただ、これ実際、冬になってどれだけ広さがあるのかということで、やり方ももしかしたら変わるかもしれませんが、後ろのほうに持っていくような形で道道側の駐車場の後ろ側が大体持っていく場所になるんじゃないかと、今、私は考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 最後という形ですけれども、先ほど私言ったように今朝76台とまっております。完成後は全体で百何台というような予定があるかと思いますが、幸町棟は幸町棟側でこれからまた商業施設が入るような予定もありますので、そこに事前に職員がとめたりするような場所にはならないかと思っておりますので、ぜひその辺のところを十分に考えていただきたいというふうなことだけお伝えして終わりにしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 有効に活用できるように検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 39 号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 39 号についてご説明申し上げます。

本件は町有林事業に係る立木を売却するもので、予定価格が 800 万円以上ですので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回売却しました財産は町有林の立木で、内容は次のページに記載のとおりカラマツ立木 3,588.112 立方メートル、トドマツ立木 815.418 立方メートル、アカエゾマツ及びエゾマツ立木 14.431 立方メートル、雑木立木 232.517 立方メートル、総計 4,650.478 立方メートルになります。

議案にお戻りください。

契約の方法は指名競争入札とし、町内の林業、林産業 12 社を指名、うち 4 社の辞退により 8 社で 5 月 9 日に執行しました。

売却金額 2,464 万円（うち消費税及び地方消費税額 224 万円）で、網走郡津別町字新町 7 番地、丸玉木材株式会社が落札し、本案件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第40号 令和5年度津別町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(小泉政敏君) ただいま上程となりました、議案第40号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、国の物価高騰に対する支援策の一つ、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る関連予算と、道路維持作業車管理経費に計上している道路維持作業車の購入予算について繰越明許費の設定をお願いするものです。

なお、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、先の承認第1号で説明したとおり、令和5年度においても取り組むもので、国からは可能な限り速やかな支給を求められております。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ96万7,000円を追加し、

予算の総額を 65 億 1,154 万円とするものです。

第 2 項及び第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので、5 ページから 6 ページをお開きください。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、低所得の子育て世帯等を対象に児童 1 人当たり 5 万円を給付するもので、町が支給事務を担うのは児童扶養手当受給世帯以外の低所得世帯となり、対象を 18 人と見込み関連経費 96 万 7,000 円の増額です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金は歳出と同額の 96 万 7,000 円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は繰越明許費の補正で、1 枚めぐりまして、第 2 表のとおり本年度購入を予定している道路維持作業車について、半導体不足などにより年度内の納入が困難な状況にあるため、車両購入費分について繰越明許費を設定するものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和5年第4回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 38 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員